

令和5年度「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）」に係る補助事業者
募集要領

令和5年9月22日
経済産業省
商務情報政策局
情報産業課

経済産業省では、令和5年度「データセンター地方拠点整備事業費補助金」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）をえた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。現在停止中の事業者は以下URLにて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、

刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

データセンターは、様々な社会課題解決に資する新たなデジタルサービスの提供を支えるとともに、企業等の営業秘密や個人情報が集積され、安全保障の観点からも重要なデジタルインフラです。こうした状況下、国内のデータセンターの8割は東京圏及び大阪圏に集中しており、データセンターのレジリエンス強化や電力負荷の偏在といった課題が存在します。そのため、データセンター新規拠点の地方設置に向け、土地造成や電力・通信インフラ及び施設等の整備の事業（以下「補助事業」という。）を実施する事業者等の費用を補助することによって、東京圏・大阪圏を補完・代替するデータセンターの新規拠点を整備するとともに、当該拠点に設置されるデータセンターが継続的に運用・利用されることを目的とします。

1-2. 事業スキーム

※補助金の交付を受けようとする民間事業者（以下、「補助事業者」という。）が直接実施することができないもの又は適当でないものについては、委託契約等により他の事業者に行わせることができます。



1-3. 事業内容

- 補助事業者が行うデータセンターの新規拠点の整備にあたって必要となる土地造成費用や電力・通信インフラ等整備費用、データセンター施設（建屋・設備等）等の整備費用の一部を支援します。

※本事業の実施に当たっては、経済産業省とも十分な調整を行うこととします。

1-4. 対象地域及び対象事業の要件

(1) 対象地域

- 東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の全域を除く地域であること。

(2) 対象事業の要件

- データセンターの新規拠点となる用地の面積が10ha以上であること。

1-5. 事業実施期間

交付決定日～令和9年3月31日

1-6. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間事業者等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者

が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額

補助対象経費の1／2以内

- 上限：30,000,000,000 円（事業額 60,000,000,000 円）
- 下限：20,000,000,000 円（事業額 40,000,000,000 円）

最終的な実施内容、交付決定額は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本的に事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等をご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

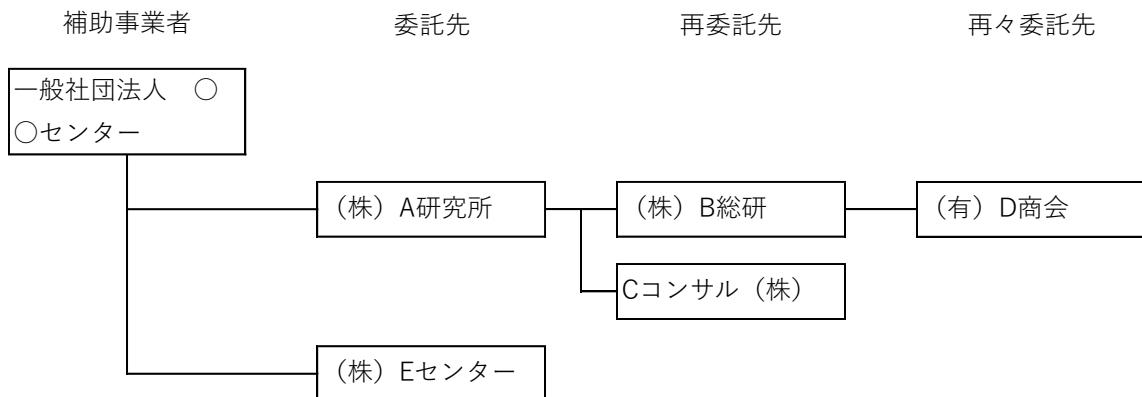
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円 単位で表記	※できる限り詳細に記入 のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円 単位で表記	※できる限り詳細に記入 のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和5年9月22日（金）

締切日：令和5年10月13日（金）15時必着

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の15時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の15時までに到着が確認できたもの。

4-2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams（以下、「Teams」という。）」を用いて行うので、参加希望の方は、「10. 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名（出席者名）、電話番号、E-mailアドレス）を記載の上、メール件名（題名）を必ず「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）説明会出席登録」とし、令和5年9月26日（火）17時までにご連絡下さい。TeamsのURLをお伝えします。（事前にテスト連絡をする場合があります。）Teamsが利用できない場合は、概要を共有しますので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和5年9月27日（水）14時00分～15時00分

4-3. 応募書類

①補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、電子メールで申請してください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

②電子メールの場合には、以下の書類を送付するメールに添付してください。

- ・提出書類一覧（別紙）
- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式2）
- ・補助事業実施計画（様式3）

※補助金の交付を希望する補助事業により整備される土地、インフラ、施設等の竣工等までの計画

- ・施設等運用等計画（様式4）

※構築された施設等が長期にわたって安定的かつ適切に運用され、利用されるための計画

- ・採択審査を行う上での必要書類

（様式自由、ただし、5－2．審査・採択基準の判断に資する内容であること）

③応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

④応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

⑤提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4－4．応募書類の提出先

応募書類はJグランツまたは電子メールにより以下に提出してください。

< Jグランツの場合 >

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

Jグランツ「<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h00000GMffCEAT>」

※Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

<電子メールの場合>

メールの件名（題名）を必ず「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）申請書」とし、「10．問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送付してください。

※持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締め切りを過ぎての提出は受け付けられません。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①、②、③及び⑬を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ①提案内容が「1-1. 事業目的」の内容を満たしているか。
- ②提案内容が「1-4. 対象地域及び対象事業の要件」の内容を満たしているか。
- ③提案を行う申請者が「1-6. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥補助事業により整備するデータセンター施設の規模が、需要規模、施設の収益性及び補助事業者の財務状況等の観点から適当か。また、補助金交付目的の達成に向けて、継続的に施設の運用が図られるよう客観的情報に基づき中長期的な資金計画及び修正計画が作成されているか。
- ⑦事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
- ⑫サプライチェーンリスク対策、サイバーセキュリティ対策及び物理セキュリティ対策が十分講じられる補助事業実施計画や施設等運用等計画となっているか。
- ⑬事業実施地域がデジタルインフラ（DC等）整備に関する有識者会合「中間とりまとめ2.0」に掲げられている以下の内容を全て踏まえているか。
 - a) 東京圏、大阪圏（※）から十分な物理的距離が確保されるエリアか。
 - b) 再生可能エネルギーなどの脱炭素電源の活用のポテンシャルが高いエリアか。
 - c) 国際海底ケーブル陸揚局の設置や国際海底ケーブル敷設に関する構想や計画が進行中であるエリアであるか。
 - d) 近隣に国際空港が所在しているか。
 - e) 土地利用の面での拡張性や、必要な電力・通信インフラを確保できる立地条件であるか。
 - f) 国際的な拠点化を進めるための構想や計画が当該エリアの地方公共団体等において進行中であるか。

g) 将来的に当該エリアにおいて国内外から新たな投資を呼び込み発展するエコシステムが形成されていくポテンシャルを有しているか。

h) データセンターの省エネルギー性の観点からデータセンターの立地に適した気候環境であるか。

(※) 東京圏：東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県の全域

大阪圏：大阪府・京都府・兵庫県・奈良県の全域

5－3．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。）

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7－1．補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 事業費	
ア データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）整備に要する経費	
土地造成	データセンターが占有を予定する用地の造成に係る経費。 ※土地の取得に係る費用は除く
管路整備	近傍の送電設備や通信局舎等から敷地内に敷設される送電線や通信線等が通る管路の整備に係る経費。

	※効率的なルートで敷設する必要がある。
送電専用線	近傍の送電・変電設備から施設までの間等において電力を伝送するための線路及び附帯設備 ※効率的なルートで配線を行う必要がある。
変電設備	引き込んだ送電線から供給される電力を施設に供給するために受電や変圧をする設備等
伝送用専用線	近傍の通信局舎等から施設までの間等において各種データや情報等を伝送するための線路及び附帯設備 ※効率的なルートで配線を行う必要がある。
その他事業を実施するために必要となるインフラ設備等	事業を実施するために必要となるインフラ設備等。
イ データセンター施設（建屋・設備等）整備に要する経費	
建物	データセンターの建物躯体（建物として必要な床・壁・天井、建物基礎を含む。）のほか、建物内の設備等。 施設内にサーバ等を設置するために必要な電源設備、空調等サーバ冷却設備、耐震/制震/免震設備、消火/消防設備及びセキュリティ設備等を含み、その工事に関する設備や配線、収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
外構施設	建物を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、舗装等。
受電設備（電力引込み送電線を含む。）	建物等において、外部からの電力を各機器へ安定供給するための設備（受電盤、分電盤等）。 上記設備の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具等も含まれる。
送受信機	通信線を通じてデータや情報等を伝送するための装置（ルーター、L2/L3 スイッチ、POE スイッチングハブ等のネットワーク機器）。 上記装置の設置に関する収容板・収容箱、取り付け金具、運用管理用パソコンも含まれる。
ケーブル	建物内等において整備する送受信装置等の各種データや情報等を伝送するために必要なケーブル（LAN ケーブル、構内光ケーブル等）、配管、ケーブルラック等。

	<p>上記の設置に必要な各種部材等を含む。</p> <p>※屋外に設置されたケーブルは、本項目ではなく、「伝送用専用線」に該当する。</p>
電源設備（予備電源設備を含む。）	<p>建物等において、停電や緊急時に各機器への電源を安定供給するため設備。（設置に係る各種部材等を含む。）</p> <p>（例）予備電源、耐電トランス、整流器、無停電電源装置、発電・蓄電装置、燃料タンク、電源ケーブル</p> <p>※非常用電源（蓄電池・UPS）については、各事業目的に必要な時間の対応となっており、必要最低限の時間とすること。また、特殊事情がない限り、最大72時間を超えないこと。</p>
監視・制御・測定装置	<p>通信を安定して行うために設備を管理及び測定する装置（設置に係る各種部材等を含む。）</p> <p>（例）遠隔制御装置、高機能制御監視受信機、ステータスマニター、ネットワーク監視装置、測定装置、システム監視装置</p>
サーバ類（データセンター設備として用いるものを含む。）	<p>データセンターに設置されるSaaS、PaaS、IaaS等のクラウドサービスや電気通信サービスの提供その他オンラインサービスの提供に必要なサーバ等。（記憶装置を含み、設置に係る各種部材等を含む。）</p>
その他事業を実施するするために必要な施設・設備等	<p>電柱、接地線、屋外照明施設、マンホール、空調設備、監視設備、航空標識灯設備、消火設備、水道施設、貯水タンク、ろか器、洗面・手洗施設、仮眠施設、モニターテレビ、修理工具、混信対策防止装置、ゴーストキャンセラー、中継用固定無線装置、地下埋設設備、構内柱、その他事業を実施するために必要となる施設・設備等。</p>
ウ 附帯工事費	
附帯工事費	<p>工事全般に係る以下の経費のこと。</p> <p>○調査設計費（注1） 交付決定後に実施する現場調査、詳細設計等</p> <p>○施工・構築費（注1） ○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等） (注1) 調査、設計、施工に付随して必要な道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。</p>
II. 委託・外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

7－2. 直接経費として計上できない経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・予備機器（ただし、法令等で予備機器の設置が義務付けられている等必要性が認められる場合を除く。）
- ・交付決定前に実施した工事費用等
- ・通信料・電気使用料等のランニングコスト
- ・その他事業に関係ない経費

7－3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、補助事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①当該事業（データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業））に申請を行う場合、「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）整備事業）」への申請はできませんのでご注意ください。
- ②補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ③補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ④提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ⑤補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑥当該補助金は国庫支出を伴って設置されたものであることから、本補助事業と他の国庫補助金の併用に当たっては、同一箇所に二重に国庫補助が適用されないようにしなければなりません。このため、他の国庫補助金を併用する場合、補助の交付申請に当たっては、その旨を申告するとともに、本補助事業と他の国庫補助金のそれぞれについて適用箇所を明らかにする必要があります。
- ⑦補助事業で設置される施設及び設備については 安全かつ安心に利用できるものとする必要があり、これらについて、サプライチェーンリスク対策、サイバーセキュリティ対策及び物理セキュリティ対策が十分講じられるものでなければならず、採用予定の設備等のメーカー等については、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていることを確認することができる者でなければなりません。また、補助事業で整備される拠点を利用する者も同様とします。
- ⑧データセンターは、その業態上、竣工時において必ずしも、その容量等の全てを使用して情報通信設備を設置するものではないものの、補助金の交付を受けて実施される土地・インフラ・施設整備等の規模は、その交付の目的に照らして必要最小限度でなければならず、過剰な規模であってはなりません。このため、実施される土地・インフラ・

施設整備等の規模や能力等については、その必要性の根拠を施設等運用等計画において明らかにしなければならず、その整備後、継続的にその運用・利用について追跡調査を通じ、土地・インフラ・施設整備等の規模や能力等の妥当性の検証を受けなければなりません（施設等運用等計画の修正等を実施する場合も含む。）。この場合、整備後から施設等の容量や能力等を十分に活用するまでの目論見期間をいたずらに長く計画することは設備等の規模が、その交付の目的に照らして必要最小限度でなければならないという趣旨を没却させるものであるから、竣工後から5年を目途に施設等の容量や能力等を十分に活用するものとします。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

担当：今村、沢田、古賀

E-mail : bz1-datecenter_chihokytenseibi★meti.go.jp

（メール送付時は「★」を「@」にしてください。）

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(別紙)

データセンター地方拠点整備事業費補助金 提出書類一覧

番号	書類名	対応する評価基準	備考
01	提出書類一覧		
02	申請書		
03	提案書		
04	補助事業実施計画		
05	施設等運用等計画		
06-1	採択審査を行う上での必要書類①		
06-2	採択審査を行う上での必要書類②		
07	その他の資料		

(注1) 提出書類のファイル名は「(通し番号2桁)_(資料名)」とすること。関連する書類は、枝番を用いること。

(注2) 「採択審査を行う上での必要書類」は、書類ごとに、「5-2. 審査・採択基準」のうち、どの審査基準の根拠であるかを評価基準の番号を記入して示すこと。

(注3) 欄が足りない場合は、行を追加して記載すること。

(様式 1)

受付番号	
※記載不要	

経済産業省 あて

令和 5 年度当初「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）」申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

*法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載。

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

令和5年度当初「データセンター地方拠点整備事業費補助金（データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業）」
提案書

1. 補助事業の実施概要及び実施体制
(1) 実施概要
*補助事業の目的をどのように達成するか、簡潔に記載してください。 *補助事業の実施場所を明記してください。 *「5-2. 審査・採択基準」に掲げる要件を踏まえて概要を記載してください。添付書類がある場合は、書類ごとに、「5-2. 審査・採択基準」のうち、どの評価基準の根拠であるかを評価基準の番号を記入して示してください。
(2) 実施体制
*実施責任者略歴、職員数等及び実施者の業務内容 *外注、委託を予定しているのであればその内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日（スケジュール）（1.（1）の実施が月別に分かること）
*本事業の事業開始日（交付決定日）は、令和5年12月上旬になる見込みです。
3. 申請者概要
(1) 申請者の概要
*会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
(2) 申請者の財務状況
別添、財務諸表（財政状況を示す資料）のとおり *特記事項等がある場合には併せて記載してください。
(3) 事業実績

類似事業の実績

- ・事業概要、実施年度等

4. 補助金見込額等

*公募申請時点での見込みを記載ください。(採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。)

○積算内訳 (単位:千円)

経費区分及び内訳	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額
I. 事業費 (補助率: 1/2)			
ア データセンター基盤(土地造成、電力・通信インフラ等)整備に要する経費 ●●費			
イ データセンター施設(建屋・設備等)整備に要する経費 ●●費			
ウ 附帯工事費 ●●費			
II. 委託・外注費 (補助率: 1/2) ●●費			
<u>合計 (補助金見込額)</u>			

*補助率は「2-2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

*各経費の額の妥当性を判断する資料を添付してください。

*補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

○資金計画

補助事業に要する経費 60,000,000 千円

うち補助金充当(予定)額 30,000,000 千円

(精算払までの期間は、自己資金で支弁予定)

or　自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有)
金融機関等からの借入れ（予定）額　円
(借入条件：補助事業取得財産の担保予定　　有・無)
自己資金充当額　円
収入金　円
(該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること)

(様式3)

受付番号	
※記載不要	

令和5年度当初「データセンター拠点整備事業費補助金」補助事業実施計画

法人の名称

代表者氏名（注1）

1 事業の区分

データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）整備事業

2 事業の名称

{申請者において当該申請に係る事業に名称を付している場合は記入}

3 事業の概要

{主要な工事の内容を簡潔に記載するとともに助成対象の事業であることを示すこと}

4 事業計画

(1) 着工（予定）年月日 年 月 日
(2) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 設置場所

○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地（注2）

6 設置場所の詳細

- (1) 敷地面積 ○○○. ○m²
(2) 海抜高 ○○○m
(3) 敷地の所有関係
□ 購入・既所有
□ 借地 (公有地、その他（具体的に）の別、主な借地条件（借地期間等）)
(4) 敷地周辺の状況
(平地、山地の別、取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等)
(5) 開発規制の状況
地目 ○○○ 開発規制指定解除の必要の有無
(6) 近隣施設
{敷地内又は近隣に他の施設等がある場合は記載}

7 施設の詳細（注3）

- (1) 建物の構造等 ○○○○造 ○階建
 (2) 建築面積 ○○○. ○m²
 (3) 延べ床面積 ○○○. ○m²
 (4) 施設等の設置のための延べ床面積 ○○○. ○m²

8 設備の詳細（注4）

{設備等の数等の詳細を記載}

9 資金計画

収入		支出	
財源内訳	交付（予定）額	経費区分	事業費
補助金		I. 事業費 ア データセンター基盤 (土地造成、電力・通信 インフラ等) 整備に要す る経費 イ データセンター施設 (建屋・設備等) 整備に 要する経費 ウ 附帯工事費	
事業を行う者の負担額	予 算 額	II. 委託・外注費	
借入金			
自己資金			
その他（ ） (注5)			
小計			
合計		合計	

10 添付図面

- (1) 設置場所付近の見取図
 (2) 施設等の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注1） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
 代表者」と記載すること。

（注2） 施設又は設備を設置する場所に固有名称がある場合は、当該名称も付記すること。

（注3） 施設の設置等を行わない場合には記入を要しない。

（注4） 設備を設置しない場合には記入を要しない。

（注5） 財源の内容を記入する。

(様式4)

受付番号	
※記載不要	

令和5年度当初「データセンター地方拠点整備事業費補助金」施設等運用等計画

法人の名称
代表者氏名（注1）

1 事業の区分

データセンター基盤（土地造成、電力・通信インフラ等）及び施設（建屋・設備等）
整備事業

2 事業の名称

{申請者において当該申請に係る事業に名称を付している場合は記入}

3 施設等の概要・用途（注2）

4 施設等の規模等（注3）

{建物については設備等を設置するための床面積や、設備等はその数等、施設等の容量
や能力等を記載}

5 施設等運用等計画

{施設等の竣工後、当該施設等の容量や能力等をどのように活用していくか記載}

6 施設等管理体制（注4）

7 添付書類

(1) 「5 施設等運用等計画」の根拠となる資料

（注1） 法人の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」と記載すること。

（注2） 施設等の用途を網羅的に記載すること。

（注3） 「4 施設等の規模等」が必要最小限であることを示すこと。

（注4） 施設等を管理する者や運用する者の体制や、利用する者等を明らかにすること。